

第1章 基本的な考え方

1 外来医療計画策定の背景・目的

兵庫県では、基準病床数制度に基づいて医療提供体制の整備を進めるとともに、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築に努めてきた。また、地域医療構想の中で、在宅医療の充実にも取り組んでいる。

一方、外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う診療所の開設状況が都市部に偏っていたり、医療機関の連携の取組が地域の個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況にある。

平成30年7月には、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、各都道府県は、令和元（2019）年度中に「外来医療計画」を策定し、外来医療機能の偏在・不足等に関する情報の可視化や、新規開業希望者等への情報提供、外来医療機関間での機能分化や連携の方針等に係る協議の推進に取り組むよう求められることとなった。

これを受け、本県でも、外来医療提供体制の確保と医療機器の効率的な活用を図ることを目的として、次に掲げる内容を盛り込んだ「兵庫県外来医療計画」を策定する。

なお、外来医療計画は、開業規制を行うものではなく、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方として策定するものであることに留意が必要である。

また、対象となる診療所は、無床及び有床診療所であり、歯科診療所を除く。

区分	計画に盛り込む内容
外来医療提供体制の確保 (対象：診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医療機能の偏在・不足等の可視化 ・ 診療所の新規開業希望者に対する情報提供 ・ 外来医療に関する協議の場の設置
医療機器の効率的な活用 (対象：病院・診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器の配置状況に関する情報提供 ・ 医療機器の効率的活用のための協議

2 外来医療計画の位置付け

外来医療計画は、「兵庫県保健医療計画」（平成30年4月策定。以下「保健医療計画」という。）の一部として策定するものである（医療法第30条の4第2項第10号）。

3 外来医療計画の計画期間

外来医療計画の計画期間は、保健医療計画の一部として策定するものであることから、保健医療計画全体の見直し時期と合わせるため、令和2（2020）年4月から4年間を最初の計画期間とし、令和6（2025）年度以降は、外来医療に係る医療提供体制については、比較的短期間に变化しうることから、3年ごとに中間見直しを行うこととする。

3年ごと（※）に計画を見直し（PDCAサイクルの実施）
 （※）令和2（2020）年度からの最初の医師確保計画のみ4年

年 度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
兵庫県 保健医療計画	7回目改定						8回目改定					
兵庫県 外来医療計画		●→ 計画 策定	最初の計画			●→ 計画 見直し	1回目改定		2回目改定			
								●→ 計画 見直し				